

高砂市危険木伐採事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市森林整備計画の基本方針に基づき、住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、予算の範囲内で危険木伐採事業等補助金（以下「又は倒木の補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、目通り直径が20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木又は住宅若しくは市民の生命及び財産に被害を与えるおそれのある倒木をいう。

(交付対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる危険木は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に存する樹木とする。

2 この補助金の対象は、危険木が存する土地を所有し、占有し、又は所有者の承諾を得た者で管理する者が行う、次の各号に掲げる費用とする。ただし、兵庫県が実施する森林整備事業の対象となる事業地の危険木は除くものとする。

- (1) 危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付申請)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

補助金交付の申請時の提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 図面（位置図等）
- (4) 整備前の写真
- (5) 住民基本台帳に関する調査及び市納入状況調査承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 補助対象者は、当該補助対象事業等が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第2号）

- (2) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (3) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (4) 整備後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採、撤去、処分に要する経費とする。

- 2 危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額等)

第7条 事業における補助率及び補助額は、事業に要した費用の2分の1以内とし、20万円を限度額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付条件)

第8条 補助金を受けようとする者（同一世帯に属する者を含む。）は、市税を滞納していないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 8月 1日から施行する。